

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〇の八（略） 十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 五・アミノ・一・（二・六・ジクロロ・四・トリフルオロメチルフェニル）・四・エチルスルフェニル・一H・ピラゾール・三・カルボニトリル（別名エチプロール）及びこれを含有する製剤</p> <p>(2) (137) (略)</p> <p>十二の五十八の四（略）</p> <p>五十九 メチル=N・二・一・一・（四・クロロフェニル）・一H・ピラゾール・三・イルオキシメチルフェニル（N・メトキシ）カルバマート（別名ピラクロストロピン）及びこれを含有する製剤</p> <p>五十九の二の六十七（略）</p> | <p>別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〇の八（略） 十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (136) (略)</p> <p>十二の五十八の四（略）</p> <p>五十九 削除</p> <p>五十九の二の六十七（略）</p> |